

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障経費について

消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、地方消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

令和5年度における社会保障施策経費への充当状況（当初予算）については、下記のとおりです。

(歳入)	・地方消費税交付金（社会保障財源化分）	46,683 千円
(歳出)	・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	202,952 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の主なもの】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			一般財源	うち地方消費税交付金充当分		
		特定財源		その他				
		国(道)支出金	町債					
社会福祉	重度障害者等タクシー料金助成	180			180	128		
	重度心身障害者医療給付費	9,935	4,217	1,500	4,218	2,993		
	障害者自立支援給付費	163,827	118,954		44,873	31,843		
	障害者自立支援医療給付費	9,088	6,816		2,272	1,612		
	障害児入所給付費等負担金	4,886	3,664		1,222	867		
	地域生活支援事業（日常生活用具）	2,000	545		1,455	1,033		
	老人保護措置費	13,036		1,470	11,566	8,207		
合計		202,952	134,196	0	2,970	65,786		
						46,683		

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業の一般財源の比率に応じて按分し充当している。